

(社福) まこと福祉会茂呂保育園
一時保育的保育事業実地要綱

(目的)

第1条 パート就労その他保護者の就労形態の多様化に伴う、一時的保育及び保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等による緊急時の保育に対応するため、一時的保育事業を実施し、児童の増進をはかることを目的とする。

(事業内容及び対象児童)

第2条 一時保育の内容は次のとおりとし、(2)事業を併せて実施するものとする。

1 (1) 非定型的保育サービス事業

保護者等の労働、職業訓練、就学等により、断続的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービスとする。

(2) 緊急保育サービス事業

保護者等の疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会的にやむをえない事由により緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービスとする。

2 一時的保育の対象となる児童は、年齢生後2カ月から就学前の児童とする。

(実施保育園及び実施方法)

第3条 茂呂保育園で実施し、必要に応じて措置児童との交流等を行う。

(保育期間)

第4条 一時保育の期間は、次のとおりとする。

1 平均週3日(月12日以内)を限度として、かつ、施設長が決定した日の属する年度内までとする。

2 施設長が、保育期間の延長が必要と認めた場合は、保育期間を延長することができるものとする。

(保育時間)

第5条 一時的保育時間については、午前8:30～午後5:30までの間とする。但し、土曜日は、除く。

尚、施設長は、保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して、保育時間を変更できるものとする。但し、実施保育園での保育時間の範囲とする。

(休日)

第6条 一時的保育の休日は、保育園の休日と同様とする。

(健康診断)

第7条 対象児童にかかる健康診断は、次により実施するものとする。

対象となる児童については、措置児童に準じて実施するものとする。但し、全ての対象児童について一斉に実施することが困難な場合には、保護者から個別に「診断書」を徴するものとする。

(入園申請等)

第8条 一時的保育を希望する児童は、一時的保育(継続)申請書を施設長に提出しなければならない。

施設長は、前項の申請書の提出があった場合には、これを速やかに審査し、保育の必要を認めた時は、一時的保育を実施するものとする。

(利用料の徴収)

第9条 施設長は、入園した児童の保護者から、児童一人につき別表に定める利用料を徴収するものとする。

- 1 施設長は、一時的保育を行う日数に基づき利用料を月単位とし、別に定める納入通知書により保護者に通知するものとする。
- 2 入園した児童の保護者は、前項により通知を受けた時は、速やかにこれを納入しなければならない。
- 3 即納の利用料は、還付しない。但し、施設長が特別の事情があると認めた時は、その全部又は一部を還付することができる。

(入園の辞退)

第10条 保護者は、児童の利用期間内において利用の必要性がなくなった場合、原則として辞退しようとする3日前までに、一時的保育辞退届けを施設長に提出しなければならない。

(入園の解除)

第11条 施設長は、次に掲げる事項のいずれかを該当する場合には、児童の入園を取り消すことができる。

- (1)対象児童としての要件を満たさなくなった場合
- (2)偽物の申請又は不正な手続きにより、入園の決定を受けた場合
- (3)その他やむをえない事情により当該児童の入園を継続することが困難と認められる場合

施設長は、前条の届出があった場合又は規定する児童の入園を取り消す場合は、一時的保育入園解除通知書により、保護者に通知するものとする。

付則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。